

気軽に

# お悩み解決！ 法律コーナー

今月の担当は…

第8回



横田直哉 弁護士

このコーナーでは、岩手弁護士会所属の弁護士による、身の回りの悩みごと、トラブルなどを未然に防止するための法律知識などを紹介します。

## 今回は…「被災ローン減免制度」です！

被災ローン減免制度（正式名称・個人版私的整理ガイドライン）とは、東日本大震災の影響によって、震災前の住宅ローンなどの借入れを返済できなくなった被災者の方が、一定の要件のもと、債務を免除または減額を受けることができる制度です。

この制度の主な利点は、①信用情報機関（いわゆるブラックリスト）に登録されることがない。そのため、この制度を利用しても新たにローンを組むことができる。②ローンを返済できないからといって、保証人に対して請求がされない。③最大500万円を手元に残したまま、債務の免除を受けられる。手元に残したお金を新たな住宅ローンの頭金に充てるのが可能——の3点です。

被災者の方の中には、借りたものは返すしかないと考えて、現在も返済を続けている方がいるかもしれません。しかし、ローンの返済に義援金や支援金を使ってしまうと、新しいローンの頭金を用意できなかったり、仮設住宅を出た後の家賃の支払いに苦労する可能性があります。この制度は、そんな方の新しい生活を支援するための仕組みです。

また最近、防災集団移転事業へ応募する際に、住宅ローンの抵当権が設定されているため、抵当権を

金融機関に抹消してもらわなければ移転に参加できないというケースがあります。この場合には、被災ローン減免制度を利用し、土地の買上げ代金をローンの返済に充てて、残ったローン残高を免除してもらうことも可能です。

二重ローン問題など債務の支払いに悩んでいる被災者の方は、岩手弁護士会被災者ホットダイヤル（毎週月～金曜日、午後1時～4時 ☎0120-755-745）にご連絡ください。

既に金融機関との間でリスケジュール（返済方法の変更）の合意をした方も、より有利な条件に変更できる可能性があります。さらに、過去にこの制度の運営委員会に相談し、制度の適用を否定された方でも、あらためて弁護士に相談することで制度が適用されることもあります。聞き取りが不十分であったり、現在までに運用が変更されていることもあるからです。

### —山田町法律相談センター—

- ▷相談日 毎週月・水・金曜日、毎月最終土曜日
- ▷時間 午前10時～午後3時（受け付けは午後2時半まで）
- ▷設置場所 旧県立山田病院3階（八幡町）
- ◆問い合わせ ☎81-2560

横田弁護士に直接ご相談の方は、石川法律事務所（盛岡市本町通1-15-27 ☎019-623-2414）へどうぞ。

◎平成26年第1回宮古地方「食の匠の技」公開講座  
▽開催日 11月21日（金）



## 「食の匠の技」公開講座にご参加を

- ▽時間 午前10時半～午後1時半
- ▽場所 宮古地区合同庁舎2階 栄養相談室（宮古市五月町）
- ▽内容（講師） ▼松茸入りひつまみ（昆東子さん） ▼ピーマンみそ（上野千枝子さん）
- ▽参加料 1人1000円
- ▽持ち物 エプロン、三角巾
- ▽定員 15人（先着順）
- ▽申込期間 11月5日～14日
- ◆申込先・問い合わせ 宮古農業改良普及センター（☎641-2220）へどうぞ。

## 県民・能率手帳を一冊いかがですか

2015年版の県民手帳と能率手帳を11月1日から来年1月16日まで販売します。両手帳は、岩手県の概要などが掲載されているほか、県民手帳には別冊「暮らしの便利帳」、能率手帳には別冊「アドレス帳」が付いています。仕事に役立つ一冊をお手元にどうぞ。ご希望の方は、町総務課または町民課、役場各支所でお求めください。



- ▷定価（消費税込み）
- ・県民手帳（エンジ色14.0号×8.5号）…700円
- ・能率手帳（黒色14.4号×9.5号）…800円
- ◆問い合わせ 町総務課情報係（☎82-3111内線429）へ。